

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)



発行 東京都

目次

告示

- 市街地再開発組合の解散認可……………
- ……………(都市整備局市街地整備部再開発課)……………
- 市街地再開発組合の定款の変更認可……………(同)……………
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………

告示

- 東京都告示第七百二十一号
都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第四十五条第四項の規定に基づき茗荷谷駅前地区市街地再開発組合の解散を認可したので、同条第六項の規定により告示する。
令和三年五月十三日
東京都知事 小 池 百合子

- 東京都告示第七百二十二号
都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第三十八条第一項の規定に基づき月島一丁目西仲通り地区市街地再開発組合の定款の変更を認可したので、同条第二項において

て準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。
令和三年五月十三日
東京都知事 小 池 百合子

- 一 組合の名称
月島一丁目西仲通り地区市街地再開発組合
- 二 事業施行期間
平成二十六年十二月十九日から令和四年三月三十一日まで
- 三 施行地区
中央区月島一丁目地内
- 四 事務所の所在地及び設立認可の年月日
中央区佃二丁目六番九号
平成二十六年十二月十九日
- 五 変更の内容
事務所の所在地を中央区月島三丁目二十八番二号に変更する。
- 六 定款の変更の認可の年月日
令和三年五月十三日

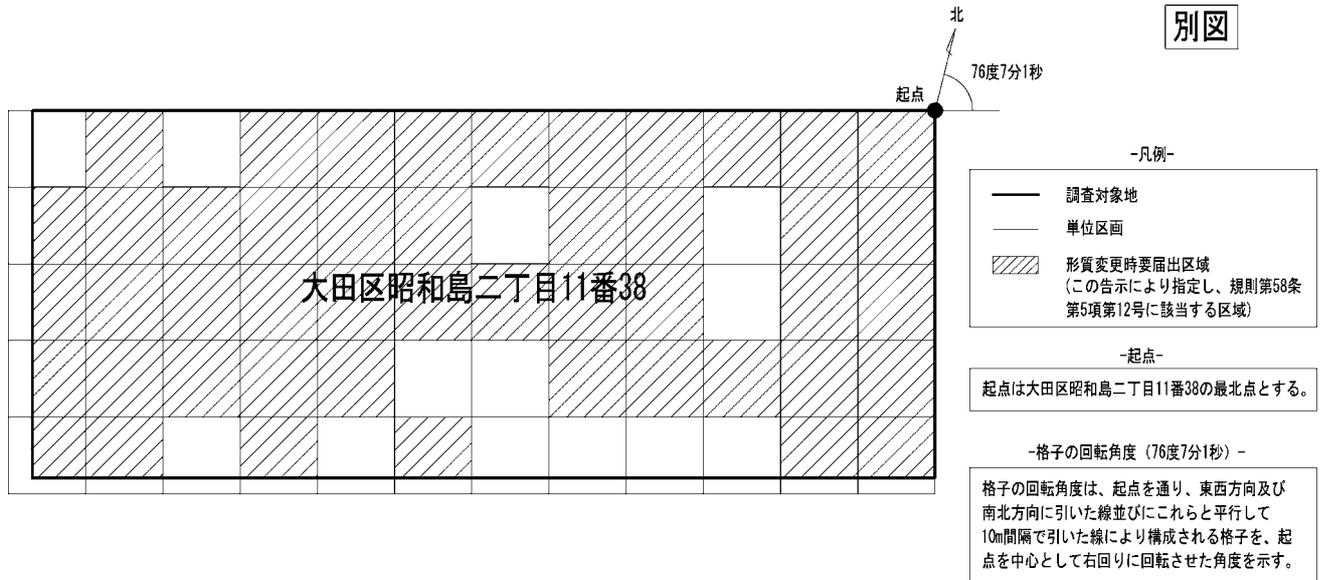
東京都知事 小 池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(大田区昭和島二丁目地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物、クロロエチレン、一・二・ジクロロエチレン、トリクロロエチレン並びにふっ素及びその化合物
- 三 その他 この告示により指定する形質変更時要届出区域は、規則第五十八条第五項第十二号に該当する。

●東京都告示第七百二十三号

- 土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。
令和三年五月十三日

別図



発行
東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価
本号
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む) 三〇円

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三三八一)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

